平成28年度東京都建築動態統計調査交付金交付要綱

1 交付金交付基準

- (1) この交付金は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年東京都条例第 106 号)第 2 条の表 18 の項ロ及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成 11 年東京都条例第 107 号)第 2 条の表 11 の項の規定に基づき、特別区及び 9 市 (八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市及び国分寺市をいう。以下同じ。)が処理する「建築動態統計調査」(統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 4 項に規定する基幹統計)に係る経費として、特別区及び 9 市の長(以下「区長等」という。)へ交付するものとする。
- (2) 交付金の額は、予算の範囲内で、処理する業務に応じて算出する。

2 経理の原則

- (1) 区長等は、交付金をこの統計調査の目的に使用するものとする。
- (2) 区長等は、交付金を各区又は市の歳入・歳出予算に繰り入れ、明確な経理をするとともに、証拠書類を整備及び保管するものとする。

3 経費実績報告書

区長等は、当該業務を完了したときは、遅滞なく「平成28年度東京都建築動態統計調査交付金に係る経費実績報告書(別記様式)」を知事に提出するものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。